



Bringing up a child

## 子育て

### 親子教室（のびのび・どろんこ）

#### オカリナミニコンサート＆閉講式

日 時 3月4日（金）9：30受付

場 所 玉造公民館

講 師 野口喜広・矢野恵子

11時から閉講式になります。

### 講座の様子

12月16日（木）お茶パーティー  
～ミニミニクリスマス会～



講師の林先生と  
バルーン等で楽しみました♪

みんなでケーキを  
食べました♪



行方市子育て支援センター

☎ 0299-55-0130(直通)

子育て相談は随時受付けています

### 子育て広場 3月の行事予定

		麻 生		北 浦		玉 造	
3月		午前 9:30~ 11:30*	午後 1:30~ 3:30*	午前 9:30~ 11:30*	午後 1:30~ 3:30*	午前 9:30~ 11:30*	午後 1:30~ 3:30*
1	火	○		○			
3	木			○			
7	月					○	
8	火	○				○	
9	水	○		○			○
11	金	○		○			
15	火	○		○			
16	水	○				○	
17	木			○			
18	金	○				○	
22	火	○		○			
23	水			○		○	
25	金	○		○			
28	月					○	
29	火	○		○			○
30	水			○			○
31	木					○	

開催場所 麻→麻生公民館 北→北浦公民館 玉→玉造保健センター



Inclusive support

## 地域包括支援センター

行方市地域包括支援センター

☎ 0299-55-0114

いつまでも健やかにすみなれた地域で生活していけるよう、高齢者やご家族のみなさんを、医療、保健、介護及び福祉などさまざまな方面から総合的に支援します

## コラム（第11話）・・・「成年後見制度」をご存じですか？

「成年後見制度」という制度を聞いたことがありますか？最近では新聞で取り上げられていることがあります、ご存じの方も多いかもしれません。成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、一人で判断する能力が不十分な方の預貯金管理等（財産管理）や日常生活での様々な契約等（身上監護）を後見人が法的に支援していく制度です。

例えば、一人暮らしの認知症の高齢者が悪質な訪問販売にだまされて高額な商品を買わされてしまった話はみなさんよく耳にしますが、このような場合でも成年後見制度を利用ていれば、取り消すことができます。他には、不動産の処分の手続き、遺産分割をする際の手続き、老人ホームに入所する際の契約、入所費の支払い等も後見人が行ってくれます。後見人は家族がなることができますが、司法書士や弁護士などの法律の専門家が選任されることが多いです。本人や配偶者、4親等内の親族が家庭裁判所へ申立ての手続きを行うのが原則ですが、難しい場合は市で支援をし、申立てを行うこともできます。行方市の現状としては、5人の方を市で申立てました。詳しく成年後見制度について知りたいという方はぜひ地域包括支援センターにご相談ください。次回は「悪質商法」についてお話しします。



社会福祉士  
栗又美紀